

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和5年12月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員給与条例等の一部を改正する条例	本市職員の給与を改定するものです。	令和5年 12月議会 議案 第101号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関するものであり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市職員の特殊勤務手当 に関する条例の一部を改正 する条例	特殊勤務手当の種類、支給対象業 務、支給額等を見直すものです。	令和5年 12月議会 議案 第102号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の特殊勤務手当に関するものであり、実施 要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない ため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市事務分掌条例の一部 を改正する条例	多様化する行政課題への対応及び 本市が掲げる政策の実現に向け て、組織の基盤となる部を再編し、 体制を強化するものです。	令和5年 12月議会 議案 第103号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の組織運営に関するものであり、実施要綱第 3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6249
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	市長等の期末手当の額を改定するものです。	令和5年 12月議会 議案 第104号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の期末手当に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例	報酬等を得て夜間照明施設を使用する場合の使用料を徴収するものです。	令和5年 12月議会 議案 第105号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	地域学習 振興課 089-948- 6601
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市消防手数料条例の一部を改正する条例	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、認定高度保安実施者が貯蔵施設等の完成検査を行った場合の完成検査申請手数料を徴収するものです。	令和5年 12月議会 議案 第106号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	消防局 予防課 089-946- 9215
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市役所支所設置条例の一部を改正する条例	余土支所を移転するものです。	令和5年 12月議会 議案 第107号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 支所の移転に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	市民課 089-948- 6335
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産被保険者に係る国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置を講じるものです。	令和5年 12月議会 議案 第108号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	国保・年金課 089-948- 6360
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市斎場再整備PFI事業者選定審査会条例	松山市斎場再整備PFI事業者選定審査会を設置するものです。	令和5年 12月議会 議案 第109号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	生活衛生課 089-911- 1853
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	内閣府令の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和5年 12月議会 議案 第110号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 内閣府令の改正に伴い所要の規定の整備を図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	保育・ 幼稚園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
11	松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を改正する条例	中之川通り路上駐輪場を設置するものです。	令和5年 12月議会 議案 第111号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	都市生活 サービス課 089-948- 6074
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

12	松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	道後温泉本館の全館での営業再開に伴い、新たに3階貸切室の供用を開始するとともに、浴場使用料等の適正化を図るです。	令和5年 12月議会 議案 第112号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	道後温泉 事務所 089-921- 5144
				パブリック コメント 以外の手続	R5.10.16 R5.11.7	道後温泉審議会に意見を聴きました。	

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見を

どのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。